

総務事業常任委員会会議録

令和6年12月10日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和6年12月10日（水）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	前川 和也
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	河野 隆子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室次長兼自治防災課長		町長公室次長兼秘書人事課長	
	南 智樹		中定 昭博
総務課長	森野 英三	税務会計課長兼会計管理者	
経営戦略課参事	岩根 由佳		長谷川太志
産業住民部長	新城 正俊	産業住民部次長兼生活環境課長	
			小倉由紀夫
産業住民部次長兼住民人権課長		産業建築課長	坂本 健三
	谷野 彰俊	土木課長	橋本 珍彦
土木課土木室長	安藤 俊紀	消防長	岸田 健二
消防次長兼予防課長	下川 浩幸	消防署長兼警防課長	森田 憲久
総務課長	和田 衛太		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところお集まりくださり、誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

また会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、8番・前川和也委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、開会に先立ち、町長よりご挨拶をいただきます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。総務事業常任委員会を開会いたしましたところ、早朝より委員の皆様方にはご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

師走でいろいろなことがたくさん起こってますけど、先週は泉大津市といい、岸和田市といい、いろんな意味でえらい脚光を浴びていますけれども、忠岡町、本町といたしましてもいい意味で脚光を浴びられるように皆様と共に前へ進んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってからご説明いただきますようお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお

呼びしてから発言いただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう、お願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

案件、令和6年第4回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第47号 物品購入契約締結について（防災資機材等購入）を、担当課より説明を求めます。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第47号 物品購入契約締結について、ご説明させていただきます。

お手元の議案第47号、自治防災課資料も併せてご覧いただきますよう、お願いを申し上げます。

本件につきましては、本年1月1日の能登半島地震や近年各地で地震が発生していることや、石川県輪島市の被災地に本庁職員も災害支援のために派遣し、現地での経験や感じたことなどを踏まえ、災害時の備えとして、本町の実情に応じ、必要と考えられる防災資機材等を購入するもので、地方自治法第96条、第1項、第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、防災資機材等購入。契約の方法、制限付一般競争入札。契約金額、86万2,500円。契約の相手方、大阪市浪速区桜川4丁目10番27号、株式会社ミヨシ。代表取締役、佐藤浩明でございます。

なお、購入備品につきましては、資料に記載のとおりであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回、この防災資機材等の購入の締結についての説明がありましたが、物品の購入ということで、最低制限価格は設けていらっしやらないということではありますが、何社この入札に手を挙げて、結果としてはどうなったかというところをちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

令和５年、６年度の物品・役務入札参加資格者名簿におきまして、物品区分が「消防・防災用品」に登録のしている第１希望から第３希望までの登録業者、全社でございますが、７４社にお声かけをさせていただいて応札をしていただいたものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

７４社全てにお声かけをしていただいたというところでもありますけれども、この入札について何社来られて、応札にどれぐらい参加されたというところの結果をお聞かせください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

先ほど申し上げましたように、お声かけさせていただいた業者は、全業者の７４社でございます。まずは、手を挙げていただいた業者につきましては６社でございます。当日、応札に実際来られた業者におきましては３社でございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

応札に来られたのは実際３社というところで、３社の中でこの株式会社ミヨシさんが契約の相手方になったというのは、それはやっぱり価格が一番低かったというところの結果でしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。それは、こちらの資料のほうに予定価格も書かれておりますけれども、契約金額、税抜きと税込みで変わってくると思うんですけれども、いつも９８％とかそういうことが言われていますが、これはどれぐらいの金額で入札されましたか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

落札率につきましては９８％でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

９８％ということでありまして、こういった物品購入の積算をするときは、やはり職員さんでされているかというふうに思うんですけど、そのときにやっぱり価格の参考とするところは、他市なんかのことも参考にしてこういった予定価格を出されているんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

カタログ等を基に、一応定価ということで算出したものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もちろんカタログであって、定価というの載っておりますけれども、実際は、まさか定価でそのまま入札の金額に入れるということはないというふうに思うんです。例えば、どんな商品でも私らでも買う場合は、カタログの80%とか、そういったことがあります。そこはそうなんですかね。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

おっしゃるとおりでございまして、カタログ等における定額を基に応札していただきましたら、過去においても、入札に関しては若干額が落ちるということを踏まえての算出を行ったものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。そしたら、価格のことについても最後に一緒に答えていただきたいんですけれども、定価のどれぐらいを掛けて入札されたかというのが1つ。

それとあと、この議案の資料を見て、購入備品をテントとかベッドとかいろいろ書いていただいています。これは、一定災害が起きたときに、これだけは忠岡町で備蓄、置いとかなければいけないという目標も決めておられるのかというふうには思いますけれども、これを買うことによって、目標値と言うんでしょうか、そこら辺はどうなんでしょうか。もう近づいてきた、それかもうこれで100%行ったというところでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

ご質問で、定価にどれぐらいの率を掛けて求めたのかというところでございますけれども、具体的に何%というところの率につきましてはまた別でございます、最終的にそれを基に算出した予定価格につきましては、これは従前からご説明等々をさせていただいている中で、入札に関しての予定価格につきましては、関係部局がそういった算定する根拠等々の資料を基に提示させていただいて、それを基に町長が決定していただけるというところでございますので、一概にその定価に何%、どんだけの率を掛けたというところにつきましては、申し上げるというところはないのかなというふうには考えてございます。

また、今回ご覧いただいている購入備品の一覧でございますけれども、これが全てだということのご指摘でございますが、これは当然ながら完全なものではございません。先ほどご説明させていただいたことを踏まえて、かつ、本課のほうで一応考えたことを基に全庁的に、各課においてこういったことで調達する必要があるのではというところで、一応案ということで全庁的に紹介をかけさせていただいた上で、物品の一覧を抽出したという中において優先順位をつけた上で、今回こういったものを購入するというものでございまして、今後、これが全て現時点において100%かというところにつきましては、そうではないというものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

能登半島地震であつたり、石川県輪島市の被災地にも支援に行かれたというところで、大変ご苦労であつたというふうに思います。

今のご答弁でも100%ではないということでありましたので、引き続き、やはり住民の人数にしたら、テント100ということはまだまだ足りないというふうにも思いますので、ここは引き続き購入というところは検討していただいて、住民の方々が個人的に守られるというか、プライベートが守られる、私が一番最初に目についたところがテントなんですけど、蓄電池もそうであります。やっぱり電気が来ないと大変不安なので、そこら辺は引き続き検討していただきたいというふうに思います。最後に答弁をお願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

今後におきましても、必要に応じて、本町の実情に見合った形で段階的に予算の措置を講じた中で、購入等について努めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

よろしくお願いいたします。私からは、今回、物品購入契約ということで実際に現地に行ってこられて、そのときの経験を踏まえてということで大変意義あるかなと思うんですけれども、今回のこの件に限らず、このようなたくさん、いろんな多岐にわたる物品を購入して議案として上程される場合には、ぜひとも、今後でいいんですけれども、写真と用途が添付されておれば、より分かりやすいかなと。

この防災に限っては、大体調べれば分かるので、私も調べたんですけれども、事前に写真と用途だけつけていただけたらなと。ほかの議案に関しても言えることなんですけれども、ぜひお願いしたいなということを前提としまして、ちょっと補足で教えていただきたいのが、交通規制用のＬＥＤとこのバルーン投光器はどういった用途で使われるのか教えていただきたいなというふうに思います。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

まず、交通規制用の２点というところで、字光式のＬＥＤの矢印板とＬＥＤの表示器というところでございますが、これにつきましては、災害時においてどのような状況になるか分からないというところで、主には道路の被害というところで、車等の交通整理が必要となる状況に応じた形で、こういった機材を使うことによってスムーズに対応できるのかなという思いで購入したものでございます。

あと、バルーン投光器につきましては、これは停電時におきまして、明かりの確保と

いうところで必要なのかなというところで考えたものでございます。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

ありがとうございます。投光器については、避難所の中でありますとか、また被災の被害の大きな現場とか、ああいったところを照らすのかなというふうに思います。

交通整理用に交通規制用のLED板を購入したということなんですけれども、そういった交通整理というのは警察ではなくて、自治体として応急的にといいますか、一時的には自治体としてもできる話ではあるんですか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

交通整理が必要なのというところの状況におきましては、警察も来ていただける中で、職員においても対応を行うというものでございます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、購入備品ですけれども、この数にばらつきがあって、同じポータブル蓄電池大小にしても1台、5台とあります。何かこの数字は根拠があっての数字だと思うんですけれども、この辺について説明をお願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

まず、各備品につきましては、既に町として備蓄しているものがございます。その数

を踏まえた形で新規に購入する数、台数というところを踏まえて、こういった形で購入するものでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

既にここに書かれている分の提示されている分は、現在もあるわけですね、この中の備品は。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

はい、ございます。具体的に申し上げましたら、まずはワンタッチテントにつきましては、現在15張既存がございます。また、避難所用の簡易ベッドにつきましては、15台あります。また、特に簡易と言われる段ボールベッドにつきましては、10台あるという状況でございます。あと、ポータブル電池につきましては、現在、大が2台、小が2台というところで備えておる状況でございます。バルーン投光器につきましては、既存では1台備蓄しておる状況でございます。

そういった備蓄台数、本数等々を考慮して、今後必要なというところの部分で数については決定したというものでございます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。

では、ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

(な し)

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４７号 物品購入契約締結について（防災資機材等購入）、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第４７号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第５０号 忠岡町下水道条例の一部改正についてを担当課より説明を求めます。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

議案書２３ページをお願いいたします。

議案第５０号 忠岡町下水道条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。ご配付しております議案第５０号土木課資料をご覧ください。

まずは、資料２、新旧対照表をお願いいたします。

責任技術者の専属規制見直しに係るものとして、第５条中、責任技術者が「専属する」を「専任している」に、第６条、第１項、第２号中、「専属」を「専任」に改め、また、公共下水道からの放流水の基準見直しに係るものとして、第１３条、第１項、第１１号中、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

資料１へお戻りください。

なぜ改正するのか、条例改正の背景ですが、政府のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、常駐・専属規制の見直しが行われたこと及び下水道法施行令の一部改正により、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が見直されたことなどから、国の標準下水道条例が改正をされました。この改正を受け、本町条例について国の標準下水道条例に準拠した内容に改めるため、所要の改正を行うものとなってございます。

改正による影響につきましては、１、常駐・専属規制の見直しにおきましては、事業の効率化、コスト削減、人手不足の解消などが想定されてございます。２、大腸菌群数に係る基準の見直しにつきましては影響はございません。

本町は、流域下水道処理場を経て汚水処理をしているため、本町条例には放流水の基準に関する条文規定はございません。ただし、本町条例第１３条の条文に、規制対象から大腸菌群数を除く旨の記載があることにより、字句の訂正を行うものとなっております。

施行期日につきましては、令和７年４月１日となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いをいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この条例の改正による本町の影響はないというご説明が前回あったというふうに思っています。

ですが、ちょっとお聞きしたいのは、例えばこの条例改正の内容について、「専属」の規定を「専任」に改めるといふところの意味と、それから、大腸菌群数の「群」がなくなったということで、「大腸菌数」に改めるといふこの意味といふのは、平たく言ったらどういうことなんでしょうか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

今まで責任技術者というものを必ず１事業所に１人置かなければならないという既定がございました。ただ今回、大阪府内に本社があつて、例えば岸和田市、岬町、忠岡町に営業所があつたという事業所があつたと仮定しますと、これは３人置かなければならなかったんですけれども、これを１人で兼任できるよという規定に変わったといふことでございます。本町の今登録している業者数が９１あるんですけれども、この業者の中に支店を持っている業者がございませんので、今のところは影響がないということになってございます。

あと大腸菌群数ですけれども、今まで大腸菌を直接測定できるような技術がなかったんですけれども、直接大腸菌を簡易に測定できるふうな技術が確認されたというんですかね、新しくできましたので、これからは大腸菌をもって一定の水質基準を規定していくというふうに改めましたので、規定が成ったということです。

でも先ほども申し上げましたように、本町の場合、流域のほうで大腸菌群数、もしくは大腸菌というのはコントロールしておりますので、忠岡町、私らの土木課下水道のほうでこれをどうだこうだということはないということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、1 事業者に1 人要ったけれども、さっき例を挙げていただきましたけど、岸和田市とか本町、3 人が要るところを1 人になったというご説明でよかったですか。

それと、その「群」というのが省かれたというところで、簡易に測定できるようになったのでということでありましたけれども、本町は放流水はなくて、流域下水道で処理していただいているわけなんですけれども、そうしたところで、この流域下水道としては何か変わるというものはあるんでしょうか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

実際、大腸菌群数に関しましては、今まで旧基準では1 立方センチメートルにつき3,000 個という基準があったんですけれども、新たな基準では、1 ミリリットルにつき800 コロニー形成単位以下に修正というふうになってございます。これを流域のほうに確認をいたしましたら、流域は6 コロニーしか出ておりません。これも、この新しく改正されるので、前もって自分らのほうで自主的にこの数値を検査したら6 コロニーということになっておりますので、これが改正されたからといって、別に何ら問題がないというふうな回答を得ております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ちょっと専門的な単語が出てきましたので、８００コロニー、６コロニーというのがちょっとどういったものかというのが分かりませんが、今、橋本課長が言われたように、この数値のことを報告していただいたとして、ということは今現在、流域下水道では、かなり基準値よりかは下回っているということによろしいんですか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。答弁ありがとうございました。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第５０号 忠岡町下水道条例の一部改正につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第５０号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第５１号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第51号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明をさせていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,959万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億997万円とするものでございます。

内容につきましては、後ほど事項別明細書により、総務事業常任委員会に係るもののみご説明をさせていただきます。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加は第3表、地方債補正によるものでございます。

32ページ、第2表、債務負担行為補正をお願いいたします。

債務負担行為の追加で、4件のうち総務事業常任委員会に係るものは2件でございます。

まず1つ目は、広報誌印刷製本事業で、期間は令和6年度から令和7年度としており、限度額は560万円とするものでございます。本事業は、広報誌作成業務委託が令和7年度3月末までの契約となっており、令和7年度の広報誌作成業務を行うためには、令和6年度中に事業者を決定しておく必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2つ目は、大津川河川公園管理業務委託で、期間は令和6年度から令和7年度としており、限度額は1,000万円とするものでございます。本事業は、令和7年4月1日から事業を執行するために、令和6年度中に事業者を決定しておく必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

議案書の37ページをお願いいたします。

事業別明細書についてご説明をさせていただきます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、補正額6,032万円でございます。

次に歳出でございますが、人件費を計上しております各費目におきましては、人事異動等に伴う職員及び会計年度任用職員の調整額を計上しております。また、電気使用料を計上している各費目におきましては、当初見込額より大幅に上回っているため、増額

をしております。

なお、人件費補整及び電気使用料の増額につきましての説明は省略をさせていただきます。

続いて、40ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第9目 電子計算費で、補正額115万1,000円のうち7,000円につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装の精算返還金でございます。

次のページに参りまして、第10目 広報広聴費で、補正額90万3,000円は広報誌作成業務委託料でございます。

次のページに参りまして、第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費で補正額300万円は税収入払戻金でございます。

50ページをお願いいたします。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 環境衛生費で、補正額502万2,000円は霊園使用料返還金でございます。第4目 環境整備費で、補正額9万6,000円は環境保全審議会委員報酬でございます。

52ページをお願いいたします。

第8款 土木費、第3項 河川費、第1目 河川水路改良及び維持費で、補正額350万円は忠岡東1丁目雨水排水検討業務委託料でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

何点かあるんですけれども、今回、歳入と歳出がありまして、まず光熱水費ね、今回、補正予算で上がっているというところで、本町はESCOをやられて、今年度4月からやられているかというふうに思うんですけれども、ESCOによって非常に省エネになるというか、そういったご説明もあって、ESCO事業をすることによって光熱費も下がるというところの説明も当初あったというふうに思うんですが、非常に電気料金なんかは上がってしまして、国からの物価高騰の施策として、電気料金もちょっと抑えるために国からの補助もあったかというふうに思うんです。ですが、今回補正で上がってい

るということで、ちょっとここのご説明をお願いしたいというふうに思います。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

今委員ご質問の不足となった要因につきましては、令和6年度予算については、ESCO導入ということも鑑みまして、シビックセンターでいえば、令和5年度決算額の約2割減程度で令和6年度予算を計上しておりました。その結果、日々運用していく中で電力の使用量、kwhですね、使った量に関しましては、昨年度比で約3割減っておりました。ただ、先ほどのご質問の中にもありました物価高騰等によりまして、電力単価が約3割増えております。そういったものが要因となりまして、今回、不足額が生じました。国等の補助があった上でも不足額が生じたというのが結果となっております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今お聞きすると、一定ESCO事業にすることによって、使用量、量のほうは減ったというご説明でありました。非常に電気料金が上がったというところで、本町にも国からの補助はあったんですか。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

ございました。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

あったということでありましてけれども、もう今はないので、これからまたちょっと大変電気料金、シビックセンターの部分でもまた補正予算が出てこないかというところは

心配されるところなのですが、E S C O事業をすることによって使用量は減ってきたと、効果はあったというふうに思います。

あともう一点が、50ページの衛生費のところなんです。霊園使用料の返還金が補正予算に載っているんですが、これは何件というところなんでしょうか、ちょっとそれをお聞きしたいというふうに思います。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

全体的に9件という形で今見込んで、補正を上げさせていただいております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

9件見込んでおられるというところですけども、見込みだけじゃなくて、もう今の段階で何件か言ってこられているということなんでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

既にお届が出ておる方が2件おりまして、お支払いできていないという状況でございます。ご相談を受けている方も3件、今現状いらっしゃいます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

既に届出が2件あって、相談が3件というところで、全体的に9件の見込みでこの補正予算を上げていらっしゃるということでありました。

この霊園の使用料の返還金については、度々墓地管理委員会の中でも議論もしたところであって、その中でいろんな意見も出てきました。

私は、この霊園使用料というのは、そもそも買ったときに、丸々返したときには戻っ

てくると住民さんは思っているしやるので、返すべきだということはずっと言わせていただいているところなんですけれども、本町の説明であると、そういった住民と町の間の契約書といいますか、そういったものの中で全部返すという文言はないというところで、一言、町長が認めるものというところで返しているのではないかというご説明もあったんですけれども。とすると、この返還金の補正予算を組んでおられるということは、やっぱりそれは町と住民の約束があるから返すということであるというふうに思うんですけれども、そこはいかがですか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

先日の全員協議会のその他のその他ということで、墓地管理委員会を今年度開催したことについてご報告させていただいた中で、来年の3月議会におきまして、返還金の取扱いについては条例改正案という形で提案させていただきまして、議決をいただきましたら、そういう方向性で一部返還という形で取扱いを改正していきたいという形で進めていく予定をしているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

墓地管理委員会の中で、やはり今使用されている住民の方、全ての方にアンケート調査をすべきではないかということでは言わせていただいたかというふうに思うんですが、それは今していただいているんでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

使用者さん全ての方についてアンケート調査を行うというような形のことは、会議の中でもなかったかというふうに認識しているところでございます。

先日も、先ほどの全員協議会のほうでもお話しさせていただきましたが、全使用者に対しましては議決をいただき、新たな変換制度へ持っていくという形になりますと、全ての方に丁寧にご案内させていただいた上で、こういう形で返還制度を見直していくと

いうご案内を全ての方に周知して、ご丁寧に説明させていただくというような形を予定しているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

やっぱりそれは逆じゃないかというふうに思うんです。先に、今おっしゃられたように3月議会でこの条例改正を提案するというお話がありましたけれども、その条例改正をする前に、まずは今使用されている住民の方に、住民の方みんな、だってほかの方は戻ってきているのに私は戻ってこないのっていうふうに思いますから。それはやっぱり町としてはすることではないというふうに思いますので、やはり先にアンケートを取って、そのアンケート調査を基にどういった方向に進むのかと、そして条例をどうやっていくのかと、そういった順番が普通ではないかというふうに思うんです。

ですので、やはり3月議会にもう条例改正しますと、それはやっぱり今使用している方にとっては、非常に町のやり方も乱暴だというふうに思うんです。ですから、それはやはりアンケートを先に取って、声を聞いてから議会でもかけていって、ということの順番、それが必要ではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員がおっしゃる、皆さんが今現状全額返還していただけるものというふうにご認識されているかというのは、そうじゃないかなというふうに我々は考えているところなんです。少なくとも、私担当していた過去もございますけれども、使用権を取っていただいたときに返還のお話はさせてもらっていませんし、もし聞かれたときにつきましては、今現状は特に条例に書いている内容のとおりなんですけれども、返還する目的が特に正当な理由であるということを認めた場合につきましては、今のところ全額返還しておりますが、今後につきましては、ちょっと見直しを検討している部分もございますので、今後はどういう形になるかというところは今現状、先のことは未定ですというような形でお話はさせていただいておりますので、全ての使用者さんが全額返すと、例えば墓じまいとして返還した場合に全額返していただけるというふうな形のご認識ではないのかなというふうに考えているところでございます。

現に返還のご相談をいただいた方につきましては、今現状こういうふうな形で全額返還

させていただきますので手続を取ってくださいとご案内すると、「ああ、そうなんですね」というような形で言われる方も中にはございますので、我々はそういう認識をしているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

これまでも返還された方については、窓口でも谷野次長が、前日も住民部にいらっしゃいましたので、非常に窓口で丁寧に説明していただいて、あとお墓を継いでいただく方はいらっしゃいませんかとか、そういったことで住民の方にずっと使用していただきたいという旨をお願いされていたというところは分かっているんですけど、まず、全ての使用されている方が全額返ってくるとは思っていないのではないか、そうじゃないかと思うということでもありますけれども、それは町が思うことであって、ですから、やっぱりそこは住民に問うアンケート調査をする。アンケート調査をして、「いや、戻るとは思ってませんでしたよ」とか、そういった意見があったら、またそれはそれで議会の中、墓地管理委員会の中でも議論していったらいいというふうに思うんです。ですから、まずはアンケートを取っていただいて、今使用されている方についての意向を聞くというところが大事なんじゃないかなというふうに思うんです。

これから新規で使用される方については、丁寧な窓口での説明をして、それでいいですよという承諾で使用許可をするということはあるのかなというふうに思うんです。ただ、今使用されている方、その方については、やはりアンケート調査を取らないと分かりませんが、町のほうはみんながみんなそうは思っていないというふうに思っているけれども、私が聞いている方は10割戻ってくると、買った金額で戻ってくると、そういうふうに思っているから、まずはアンケート調査を取るということで、来年の3月議会で、それで条例改正をしたいというこのことはあってはならないというふうに思うんです。ですから、やはり3月議会で出すべきではないというふうに思います。

今回は補正予算で組んでおられるので、これについて反対するものではありませんけれども、そこはやはり慎重にやっていただきたいと、3月議会では出すべきではないというふうに思いますが、最後に答弁をお願いいたします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員のおっしゃったアンケートの部分につきましては、ご意見としていただいておりますが、全協のほうでもお話しさせていただきましたように、全使用者に周知を図るための改正内容についてお知らせをします。ある一定、1年程度の期間を設けて、その間にお返しになる方につきましては、今までの取扱いでしている正当な理由が認められるケースにおきましては、全額返還をしていくという形の内容を想定しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

3月議会では出すべきではないという意見は言わせていただいております。

それとあと、52ページの設計委託のところで、雨水排水検討業務委託というところで、ここは忠岡東1丁目とあるんですけれども、資料のほうにはちょっと場所が載っていないかったというふうに思うんですが、どこら辺になるんでしょうか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

場所につきましては、すぐその府営住宅の前の水路から下のほうのファミリーマート、さくらい薬局交差点、あそこまでの水路のところにあるんですけれども、その水路の改修等と計画をいろんな見直しをしたいなと思っていますので、それに係る分となっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、さつき通りというところであるというふうに思うんですけれども、水路の排水の検討というところで、あそこはやはりそんなにつかるところではなかったというふうには思うんですけれども、改良が必要だということで設計委託というところで、これはずっと言われている水路敷きのコンクリートの蓋というところもあるんですけど、それを上げて排水の調査をされるんですか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

私の説明が非常に悪かったので反省してございます。

忠岡中学校の北側住宅、そのグラウンドの海側のところの住宅街のところに水がよくたまるというのがありまして、その浸水対策で改修ってすることで、この辺を調査したいということで委託を上げているということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、町民グラウンドからちょっと駅に向かってのその下ということで、町民グラウンドが水がたまって砂も土とかも、向こうのほうに流れるということで住民さんの苦情もあったけれども、今回、町民グラウンドも改修していただいて、随分それは私もちょっと住民の方からご意見も聴いていませんけれども、さらに水路の排水検討業務委託をするというところで、そういった理解でいいんでしょうか。

土木課（橋本 珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本 珍彦課長）

そのとおりです。グラウンドを改修したときに、水が今まで浸水していたところに流れないというふうに想定していたんですけども、思った以上の効果が出ておりませんので、もう一回、改めて全体的に枠を広げて調査していきたいということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

大雨が来たら、やっぱり部長も土のう袋を積んでおられるという姿も見ましたので、そこはやはり住民の住宅にそういったことが、砂、水が流れないようにということで、

ぜひそれは検討していただきたいというふうに思います。

それからあと一点、広報紙のことが載ってますので、それに関連してなんですけれど、この前の全協で広報ただおか読者アンケート結果というのが配られました。この調査というのは今までもございましたか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私の記憶では、ちょっとまだやっていなかったかなというふうに思っています。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうですね。私もちょっと初めて目にしたように思うんです。

ご説明では、来年度5月から広報紙のこともリニューアルしていきたいというふうにおっしゃっておりました。ですので、ちょっとここに読む記事、読まない記事、いろいろ載ってますけれども、広報紙については、やはり住民がよく関心を持つ、それから分かりやすい、そういったところで努力はしていただきたいというふうに思うんですけど、これは小さい話なんですけど、11月の広報で裏のスケジュールが10月になっていたというところで、私も数人ね、住民の方からお電話があったんです。それはミスプリントだということがあったんですけど、今回、12月広報を見ると、今後のスケジュールのところの月がもう書いてないんですけど、これは何か意味があるんでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ちょっと私は見てないんですけど、「今月のスケジュール」ということで言葉をちょっと変えただけなので、予定としては今月号になっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もちろんそれは分かっているんですけど。今まででしたら「12月行事カレンダー」というふうに載るんだと思うけど、もう「今月」にと、もうほんま細かいことで申し訳ないけど、前回そういったミスがあって今回変わっているの、なぜかなと細かいことなんですけど思いましたのでちょっとその説明をいただきたいなというふうに思ったんです。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

間違いをなくすために、11月じゃなしに「今月」という形で言葉を変えたということとでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。間違いをなくすためにということで、もうこんな単純なことを間違えるというのはどうかというふうに思うんです。ですので、これは、忠岡町はここをこんなふうに載せているんじゃないかと、今回も債務負担行為で印刷製本事業というのは載ってますけど、その事業者がここら辺は全部レイアウトして作るんですよね。じゃないんですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

来年度からは本町の職員で原稿を作って、印刷のみ発注をかけるというところを考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今までは本町じゃなくて、この製本の委託会社がここら全部レイアウトしていたという事なんですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

レイアウトは業者さんにお願ひしますが、最終確認は町のほうでやっておりますので、責任は町のほうにあるということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。ですので、これは非常に細かいことであれなんですけれども、言うたら結局は人が作るものですから、細かい間違いということはあることもあるんでしょうけれども、やはり今後気をつけるということで、やっぱりこれは「月」に戻していったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです。裏だけ見たら、ん、今月、これは何月だというふうに思うので、そうしていただきたいというふうに思います。

中身についても、これはいろいろと工夫も要るんだろうというふうには思うんですけど、やはり1人でも多くの方がこれを見ていろいろと参考にするという大事な広報ですので、ぜひそこはいろいろと工夫もしてやっていただきたいなというふうに思います。

いかがですか、最後にご答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今まで見慣れていた分といきなり見るのとはまた違うと思うんですけれども、広報については分かりやすく発信していきたいというふうに思っておりますので、来年度から完全にリニューアルをして、分かりやすく見やすく広報を発信していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

先ほどの河野議員とのやり取りを聞いておりまして、私もちょっとお聞きしたいことがあるんですけど、この浜霊園使用料、補正が9件出てます。このことの話をするだけでいいんでしょうけど、そのやり取りの中で今後3月に使用料の改定、返還の改定があるということですが、今で9件あって、その使用料を改定することによって、お墓のこ
とやから簡単に改定されるから返すわっていう、返還するわいうようなこともないんで
しょうけれども、ずっとこれはもう後の墓守をする人がおらへんからとか、そういうよ
うなことで返す方も、これまでもいろんな理由があってあったんでしょうけど、今後の
見通しとして、この墓の在り方というか、返還される予測というのは、どれくらいのあ
れで持ってはるんでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

これまでもここ5年でもかなりの返還数が出ておりますが、今の皆さんの考え方でい
きますと、まだ少し増えていくのかなというふうな形の認識をしております。

現状、浜霊園の使用権を取っていただいている方の中でも、まだ区画に墓石を立てて
おられない方っていう件数もかなり多いところがございますので、この先、来年改正と
いう形になりますと、1年間猶予を持ってその間にお考えいただいて、返還される方は
返還していただくという形を取る予定をしておりますので、その間につきましては、未
使用区画の方については増えるというふうに想定しているところでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

墓地だけでまだ墓石は立っていないということで、当然使用される方は増えるという
ことはまずないと、減っていくであろうと、返還される方があろうということの予測で
すけれども、前も言うてましたけど、ここの墓の在り方というのは、やっぱりもう少し
大きな形で、今の社会情勢を踏まえて在り方っちゅうのは今後考えていっていただけれ
ばありがたいなと思います。

返還のあれですけれども、来年３月に返還金の改定ということで１年間の猶予で、その間で正当な理由であれば今までのような対応をさせていただくということで、その正当な理由って、どういうのが正当な理由で、どういうことが正当な理由でないのか、この判断は誰がされるんでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

その辺は担当課のほうで、墓じまいであるとか、使用权を取っていたが今後使用する予定がないであるとか、もう息子の代にはお墓を持たないという形をお考えになられて、私の代でもう返還するとかいうような形の理由が多うございますので、そういう理由につきましては、これまでも正当な理由と認めて返還してきたところでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

別にそれは町としても確認を取られへんから、返す人のあれですよ。ということは、返す人の全てが対象になるのかなということだと思うんですけども。

それはそれとして、アンケートは私取る必要もないのかなと。当然アンケートを採ったら、住民さんにとっては今の状態から変えてほしくないというのが、これが普通の考え方やと思いますので、先の３月のことですからしっかりと説明して、またご理解いただくようにしていただきたいと思いますし、改定したからいうて、そんな返すわみたいな、そんな話もまずほぼないであろうと思います。今後、全体として減っていく中で、浜霊園の在り方っちゅうのは考えていっていただければと思いますので、要望だけしておきます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、北村委員のお話で、アンケートについては町のほうも、全ての住民さんがそうじゃないというふうに思うということもおっしゃっていたので、そこを明らかにするんでしたらやっぱりアンケート調査、それから、町がいろいろと進める事業に関しては、事業というか、これを事業と言っていいのかどうか分かんないですけど、そういったことについては議会でぱんと決めるんじゃないくて、やはり住民の意見を吸い上げると。そのことを私たちが知った上での議会で話し合うと、そういったところが大切だというふうに思いますので、私としてはアンケートを採っていただきたい、するべきだというふうに思います。すみません、一言だけ。

委員長（松井匡仁議員）

申し訳ありません、その辺はまた討論でよろしくお願いいたします。

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ありませんか。

副委員長、すみません、私1つだけ質問させていただきます。

副委員長（前川和也議員）

委員長が質問されるということですので、代わります。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

42ページ、総務費、賦課徴収費で質問させていただきます。

これ税収入の払戻金300万円と計上されております。この事項別明細書を見ますと、予定納税の返還金やと思います。昨年に比べまして予定納税の額が300万円返還しなければならないという状態だと思うんですけども、現状どういう状態になっておりますでしょうか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

今回の補正予算を計上した主な理由といたしましては、歳出還付の予算額が12月中に上限額に達する見込みとなっております。また、今後の予定として、決算を迎える法人が9社ございます。業績によっては還付になるケースも想定され、それによる予算不

足が生じる可能性があるため、還付の支払いに影響が出ないように補正予算を計上したところでございます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ということは、還付金が増えるということは、税収としては下がっていくわけですよ。その下がりか300万円の予定を今回の補正で出させていただくということなんです。が、税収自体のこれ全体で見る割合というのは、どれぐらいの減を予定されての話でしょうか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

税収の減収なんですけれども、あくまでも予定納税をしていただいている法人さんで、あくまでも還付がある可能性があるということで一応今回計上のほうをさせていただいております。減収の算出のほうは今のところはしておりません。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

その可能性はどういうふうな算出根拠ですか。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

長谷川課長

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

あくまでも予定納税をしていただいている金額を上げさせていただいております。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。また詳しく教えてください。ありがとうございました。

副委員長（前川和也議員）

進行を委員長にお返しいたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは代わりました。

他にご質疑はもうなかったですね。では、ご答弁ありがとうございました。

それでは、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

討論なきようです。それでは討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第51号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、請願第1号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め、産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書についてを議題といたします。

議題に入る前に、請願の紹介議員である二家本英生議員の出席を求めます。

（紹介議員入場）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、本件につきまして、紹介議員より趣旨説明を求めます。

紹介議員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

請願第1号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書の趣旨説明をさせていただきます。

忠岡町長選挙は、2024年10月20日に投開票が行われ、産廃焼却施設誘致を進める杉原町長の得票は50%を下回り、過半数の支持を得ることができませんでした。杉原町長は、選挙公報でも産廃焼却施設誘致を全面的に押し出していましたが、住民の過半数が支持しなかった結果を真摯に受け止めなければなりません。このまま産廃焼却施設誘致計画を強行すれば、子や孫の世代の環境汚染、健康被害の不安を残すため、忠岡町民は計画への不安や中止をこの選挙で表明したことになり、極めて重要な選挙結果です。

一方で、杉原町長は、町長選挙前10月1日に実施協定を株式会社大栄環境などで構成する忠岡エコサービスと締結していますが、協定内容は全く住民に知らされていません。町が言ってきた「計画段階ごとに住民に説明する」（前担当課部長の発言）との約束は、全くほごにされています。このまま住民抜きで進められている産廃焼却施設誘致計画に対して、町長に立ち止まることを求めたのが今回の選挙結果でもあります。

杉原町長並びに忠岡町議会は、忠岡住民の不安や中止の意見を真正面から受け止め、まずは産廃焼却施設誘致計画を「凍結」することを求めます。

請願事項として、1、忠岡町議会は、地域エネルギーセンター等整備・運営事業、産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議されること。以上を求めます。

請願の提出された方につきましては、忠岡町巨大産廃焼却施設誘致を考える会、共同代表高迫千代司さんであります。

慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

趣旨説明は以上のとおりです。

それでは、ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、ちょっと確認ですけど、この「産廃焼却施設誘致を進める杉原町長の得票は50%を下回り、過半数の支持を得ることができませんでした」というのは、これは投票ですよ、有権者数のあれじゃないですよ。投票でいいんですよ。

紹介議員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

投票の過半数になります。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（今奈良幸子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

では、2点お聞きいたします。

この請願のところの10行目の、「計画の段階ごとに住民に説明する」と書かれておりますけれども、この計画はどの計画に値されるのかと、住民に説明することがどのような形で説明されることが望ましいのかが1点です。

2点目は、この請願事項は、地域エネルギーセンターの「凍結」を決議することというのが多分ゴールだと思われるんですが、この「凍結」するには多分根拠が要するんですが、私、この請願の内容を見たときに根拠がちょっと分からないので、もう少し分かりやすく説明をお願いいたします。

紹介議員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

まず1点目の質問です。文章の途中のところで、「計画段階ごとに住民に説明する」ということですが、その計画段階というのは、基本協定を結ぶ前、まずこちらのほうで住民のほうに説明をすること。その次に実施協定。今、中継施設を建てられていると思います。まず実施協定が結ばれる前に説明をする。3点目としましたら、この前10月1日に、環境アセスメントを含めた旧建物の解体も含めた実施協定が結ばれていると思います。それに対する計画の説明ですね、それがまず住民にはされていないということで、そういった点があります。

その以外にも、例えば忠岡町と事業者のほうで今後のごみ処理についての取決め方法、何を燃やすのかとか、そういったものが各議会ごとでもごみ処理委員会というのをやっております、そういった中で、そこで忠岡町が進めていることについて、本来であれば

ここにも書いているとおり、その都度、「計画段階ごと」とは書いていますけれども、事業が進むごとに説明を求めていたのが、その説明がほとんどなかったと、そういった形であります。

もう一個の２点目につきましては、「凍結」をした場合の今後のことなんですけれども、その根拠としまして、まずはこの計画ですけれども、先ほども説明させていただいたんですけれども、住民への説明がほとんどされていない、そういった中で理解が少ないままこの計画が進んでいる。その点について、やはり議会での承認も一度やっています。この前の町長選挙もありました。そういった中で、民意を得たという話はあるんですけれども、住民の中では、結局今、この施設がどういった形になるのか、そもそも産廃が建てられることを知っていない、そういった住民も数多くいます。

そういった中で、今この計画を進めていくというのは、本当に忠岡町にとってプラスになるか、マイナスになるのか、住民の中でまだ判断をしかねるところがあります。そういった意味で、まずは住民の皆さんにこの計画を知ってもらうために、それで今現在、計画は現在進行形で進んでいます。しかし、そのまま進んでいくことについては、やはり住民の中でいろいろとかなり議論もしていく時間が必要ですので、まずは「凍結」をしていただくという、それを求めた請願書になります。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

「凍結」をすることを求めているんですけれども、「凍結」すれば、理事者にちょっと聞きますけど、どれくらい、恐らくそれはプラスになることはなくマイナスになると思うんですけれども、影響、金額的なものだけではなくて、ごみの住民の収集もどうなるのかなということも気になりますし、その辺のことを説明願えますか。

産業住民部長（新城正俊）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城部長。

産業住民部長（新城正俊）

金額的なものというのは、まだそのようなことはあり得ないという根底で事業を進めてますので算出はしておりません。また、相手があることなので、そういうことになり

ましたら、契約不履行ということになって訴訟されたりとか、賠償責任を問われる場合がございます。

ただし、今、事業のほうは、もう相手方事業者さんのほうで中継施設というものを建てていただいて、その分をお支払いしていっているという状況になってますので、その辺のところの部分で、使えるかも分からないんですけども、忠岡町のごみをどこに持って行って焼却するののかという部分についても、かなり苦慮するところになってくるとは考えられることだと思います。

以上でございます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

よろしくお願いいたします。

何点かありますけれども、まず1点目なんですけど、過半数の支持を得ることができなかったということでありまして、確かに数字を見るとそういうことが分かります。逆に、その過半数以上の方々の思いというのは、この公民連携事業に大反対だったというところで一致しているというふうに見ているんでしょうか。

というのも、確かに杉原町長は当時、ご指摘のとおり大々的に推進ということで掲げておられました、当時ですね。そして、次点だった候補の方は大反対と、ストップということで掲げられておりました。もうお一方は、推進とか賛成とか反対とか、そういう文言ではなくて、強引ではなくて住民と共に丁寧に話を進めていきますっていうふうに書かれておったかなというふうに思うんですけども、この方もごみ処理事業については、次点の女性候補の方と内容については全く一緒だったのかなというふうに思うんですけども、そこはどういうふうに見られておりますでしょうか。

紹介議員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

その点につきましては、投票の結果が全てではないとは思っています。仮に、今回ご

み処理に関して1点だけの町長選挙であれば、そういった形になったかもしれませんが、
れども、当然町長選挙にはほかの施策、それぞれ掲げている施策がありまして、そう
いったものに「当然、この人ならやっていける」という思いの下で当然投票されている方
もいらっしゃいます。だから、仮に杉原町長のほうに投票したとしても、それが産廃に
ついては賛成かというわけでもなく、逆に反対な派から投票した方については、ほかの
施策には賛成だけれども、このごみ処理にはちょっと丸かなという方も当然いらっしや
ると思います。

そういった中で、今回の選挙というのは、あくまで産廃焼却施設誘致計画についての
ことが最大の争点になりましたけれども、実際問題、この1点のみで選挙が行われてい
ないということだったと私は認識しております。

以上です。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

そうなんです。これ、ワンイシューの選択選挙というわけでは決してないんですね。
決定的に違うのは、私は結果が全てやとこれ思っているんです。

確かにおっしゃるように、ごみ処理事業というのは大きな争点にはなったと思います。
それぞれ証紙ビラでも、公営ポスターでも書いていたぐらいなので、確かに大きな争点
ではありましたけれども、それ以外にも教育であったり、人口減少であったり、そうい
う忠岡の町の在り方全般について問うのがこの町長選挙、首長選挙だったんですね。

これは杉原町長に対しても言えることなんですけれども、先ほどは二家本議員がおっ
しゃっていたように、公民連携を推進するから投じた、あるいは次点候補に反対するから
投じたという、必ずしもそうではないと思うんですよね。全ての政策を見てトータル
で、この人なら任せていけるんじゃないのかなという思いできっと投票していただい
ていると思うんです。お一人お一人投票していただいた方全てに、なぜ投票したんですか
という理由を聞くことというのはできないじゃないですか。できないことではあるん
ですけれども、やはり総合点で見て投票いただいたんだなというふうに思うのが普通だ
と思うんです。

であるからこそ、最多得票者、つまり当選者が選挙で掲げた内容を着々と実施してい
くことが全ての有権者、投票いただいた方、これはご自身、町長に投票いただいた方、
いただいていない方に対しても誠実であるかなというふうに思うんです。着々と実施す
ることが、期待いただいた方にも誠実でありますし、期待いただいていない、投票いた
だいていない方に対しても、公約どおり掲げることが誠実であると、要は、公約を守っ

てないじゃないですかって言われるんでね、公約どおりにしないと。なので、全ての方に対して公約どおりにするというのが誠実かなというふうに思いますし、この選挙の結果を議会としても重く受け止める必要があると思っています。

ただ、ここでこれ町長、聞いてほしいんですけども、この前の一般質問でもさせていただきました、一番大事なのは、信任を得たからといって決しておごらずに、偉ぶらずに、より丁寧に謙虚に進めなければならないということは、重々に踏まえていただきたいかなというふうに思っています。

その観点から、この請願書からは、そういう首長選挙の意味合いを踏まえていなくて、私からすると、現職の町長に対して投票をしていただいた方への敬意がないように感じているんですね。選挙戦当時にそれぞれの候補者が訴えておられた内容、そして、ここに書かれている内容については、それぞれの思いや考えがあっておっしゃっていることやと思うので、そこについては私としては何も言うことはないんですけども、ただその選挙結果という民意ということについて、この意見が出されていると、出してから意見が出されているということには非常に疑問を感じています。

それらを踏まえてでも、二家本議員におかれましては賛同して、紹介議員となられているのかなというふうに思うんですけども、そういう民意についてはどう思われていますか。

紹介議員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

確かに町長選挙のほうで最多得票という形で当選人となられたわけですから、そういった意味では町長の当然の権利を持っています。

ただ、しかし、今回のこういった投票で行われた結果について、先ほども前川委員のほうからありましたけど、投票した方に対する敬意がないという発言もありました。その敬意がないというのは、賛成を投じた方への敬意でもあるんですけども、例えば、その反対を投じた方への敬意、これもやっぱり必要ではないかと思うんです。当然民主主義なので、こういった形で選挙で選ばれると、最多得票数になった方が当然当選人となるわけですけども、民主主義ですから、当然賛成派の意見ばかり取るわけにはいきません。当然反対派の、なぜ反対になったのか、そういった意見も、やはりそれはこういった意見が現実にあるよと、そういった中できちんとした議論というのをしっかりとしていただきたい。

そういった中で今回、まだ事業が進められている状態であります。反対とか不安に思っている人の声をやっぱり聞くためには、一旦この計画を凍結して、その中でちゃんと

した議論をもう一度してみる、そういった時間が必要ではないかと思っています。

今回は請願については、時間を設けるための計画の「凍結」ということを求めている請願ですので、その辺のほうを思慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

最後2点、まとめてです。

二家本議員、ありがとうございます。最後に二家本議員に1点、理事者側に1点、お尋ねしたいと思います。

今回、この過半数ということに非常に重きを置かれて請願を出されているのかなというふうに思いますが、これはちょっと単純な質問になるんですけども、候補者が多ければ多いほど、なかなか1人の候補者で過半数を取ることはなかなか難しいんじゃないのかなというふうに思います。

ただ、候補者が多くいるということは、町民に対して選択肢がそれだけ増えるということなのでよいようにも思うんですけども、その辺の整合性というんですか、その点についてどう思われているのか、最後教えていただきたいなということと、最後に理事者側の方に1点お尋ねしたいのは、今回選挙戦を通じて、そして選挙前の政治活動の期間も通じて、いろいろな陣営がごみ処理について、こうすべきや、ああすべきやということたくさん運動されてはったと思います。それも踏まえて今日まで、この公民連携のごみ処理事業について中止すべきだと、危ないんじゃないかと、そういうようなご意見のお電話なり、そういったことがあったのかどうか教えていただきたいなというふうに思います。

紹介議員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

候補者が多数いてる問題、確かにそれは、ほかの市長選挙でも、首長選挙において4人、5人出る選挙もございます。当然それは5人が出た場合に、法定当選率の4分の1がありますので、それにはかなわない市長選も過去にあったと思います。ただ、そういった中で、やはり候補者が多いということは、それぞれの思いを住民が託しているというわけで、その当選された方がほかに対しての思いをやっぱり切るわけには当然いけないと思います。

そういった中で今回のこの計画、産廃推進の杉原町長が当選されたわけなんですけれども、当然それに対しての不安や反対の声、そういった声に対しては、やはりそれも当然住民の意見なわけですから、それを耳を傾けていただくという姿勢であってほしいと思います。そういうことになります。

以上です。

産業住民部長（新城正俊）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城部長。

産業住民部長（新城正俊）

先ほど副委員長がおっしゃっていたような苦情等については、今のところ一切ございません。

以上でございます。

副委員長（前川和也議員）

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長、すみません、暫時休憩取っていただきたいんですが、討論の前に。

委員長（松井匡仁議員）

今、河野委員のほうから休憩の要請がありました。

皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）委員長（松井匡仁議員）

河野委員、すみません、またお昼がかりになってしまうかもしれませんので、時間を10分程度、もう少し。

委員（河野隆子議員）

そうですね、15分程度を。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。

では、15分、午前11時50分再開でよろしく願いいたします。

(「午前 11 時 33 分」休憩)

委員長 (松井匡仁議員)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

(「午前 11 時 50 分」再開)

委員長 (松井匡仁議員)

それでは、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

委員 (今奈良幸子議員)

委員長。

委員長 (松井匡仁議員)

今奈良委員。

委員 (今奈良幸子議員)

反対の立場から討論させていただきます。

この産廃焼却施設誘致計画の「凍結」においてですが、(仮称)忠岡町地域エネルギーセンター等整備・運営事業におきましては、公民連携協定の締結について議決を得たものとなっております。

議決は、議員必携にも書かれておりますけれども、「問題に対する議員個々の賛成・反対の意思表示、すなわち表決の集約である。そこで表決が満場一致であれば何ら問題はないが、議員の意思が賛否に分かれている場合は、表決を集計した上で、多数決の原理に従って、通常の案件では過半数、特別な案件に当たっては特別多数の賛成の意思表示があれば議会の意思として定めるものである。このようにして決定した議会の意思は、議決は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。例え議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなければならない」と、ここに書かれております。

そして、請願の採択に当たっては、実現可能性があるか、また町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか等判断の基準がある中で、緊急性、重要性及び財政事業を鑑みた上で、「凍結」を必要とするものではないと私は考えるため反対いたします。

委員長 (松井匡仁議員)

次に、賛成討論はございますでしょうか。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長 (松井匡仁議員)

河野委員。

委員（河野隆子議員）

賛成討論します。

10月20日に投開票が行われ、産廃焼却施設を進める杉原町長の得票は過半数の支持を得ることができなかったことについて、その結果を真摯に受け止め、産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求めるこの住民からの請願書に、私たち忠岡町議会は真摯に受け止めて採択すべきだというふうに、まずは申し上げておきます。

今回の町長選挙で、杉原町長は選挙公報で、公民連携によるごみ処理事業の着実な実施ということで、産廃焼却施設誘致を大きく載せて争点にされたということですが、その公約について、過半数以上の住民の民意を得ることができなかったというのが、今回のこの10月20日に行われた町長選挙の結果であります。

その理由は、杉原町長は、選挙前の10月1日にも大栄環境などで構成する忠岡エコサービスと実施協定を締結しましたが、その内容は全く住民に知らされていないまま、そして計画を進めているということ。そして、やはりこのごみ処理というのは、住民にとって最も生活に身近な問題です。なのに杉原町長は、一番いい選択肢だという、まさに押しつけとしか感じられない住民説明会をただけで、住民と向き合って意見をしっかりと聞く、そういう姿勢がありません。自分たちが出したごみをどう処理するのかについては、住民自身皆で考えて、話し合い、決めるということが最も大事であり、そのこと抜きで協定を進めているというのは、住民自治を全くないがしろにして、そして、こういった選挙結果になったのではありませんでしょうか。

当時の担当部長、この請願書にも書かれておりますけれども、計画の段階ごとに住民に説明すると言っていた約束はもう全く反故にされて、そんな答弁はなかったかのように今計画が進められています。やはりこの請願書が出るというのは、住民との話し合い、説明不足があるから、それが根底にあるからこういった請願書も出るわけでありまして、事業者が説明会を環境アセスメントの後にするということであって、町は全くしないといった答弁を今までも繰り返してきたわけなんですけれども、やはり町が開く説明会はいろんな質問もできて、やはり住民の民意をそこから吸い取れるという大事な説明会。ですから、町が責任を持って説明会を開くべきであります。

そして、私たち議会人も、今まで9回の特別委員会も開かれましたけれども、中身が全く分かっていないと、分からないというところで計画だけが進んでいると、これは大問題だというふうに思います。

杉原町長のこの2期目の選挙で、町長は過半数を得られなかったというこの結果は、やはり住民抜きでこの計画を進めてきたという、その結果の表れではないかというふうに思います。ですから、この選挙結果で民意を得たということは到底言える結果ではありません。最多得票ということが先ほどの質疑の中でありましたけれども、もちろん選

挙というのは、1票でも多ければ町長の席に座れるわけです。しかし、それが民意を得た、信用を得たということではないです。

町長というのは、町政を進める中で一番先頭に立って進める立場であるわけなんですけれども、この過半数以上の方が杉原町長に票を投じなかったということで、その中ではやっぱり慎重に進めていってほしい、または、反対というそういった意見もありますでしょう。そういった住民の意見は全く聴かないで、この計画を進めていっていいのかということなんです。

今回、公約に掲げておられますので、この公約どおりに誠実に進めるということが大事ではないかという質疑もありましたけれども、公約というのなら、4年前の町長の広域、この公約はもう全く方向転換をして、今こんな産廃誘致計画を進めていると、そういった手法を取ってきた町長に対して、やはり住民がこの選挙結果で町長に突きつけたのは、過半数の支持、それを得ることをしなかったということであるというふうに思います。

ですので、やはりこの結果を受けて杉原町長並びに私たち議会人ですね、反対討論で議会で決めたということもおっしゃられてましたけれども、私たちは住民の代表でありますけれども、その議会の議決のときに、住民の声を全部吸い上げて、そしてこの採決に自分は挑んだのかというところですね、非常にタイトなスケジュールで声は全て聞いていないといったところの採決でありました。ですので、議会で決めたからもう何も言うなというようなことに感じましたけど、それはそうではありません。私たち議会人は、やはり住民の代表であって、住民の意見をよく聞いてくると、そういったことが大切な任務であるというふうに思います。

ですので、この請願書に書かれておりますように、杉原町長並びに私たち忠岡町の議会は、この住民の不安や中止の意見、そういったことをちゃんと受け止めて、そして、この産廃焼却施設誘致計画はそのためにも「凍結」するということが大事ではないかというふうに思います。ですので、この請願書についての賛成討論といたします。

委員長（松井匡仁議員）

午後0時を回りそうです。このまま委員の皆さん、理事者の皆さん、このまま審議を続けさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、反対討論はございますでしょうか。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

反対討論をします。

民意、民意という単語が双方ともに出ましたけれども、もう選挙結果が全てかなというふうに思います。当選者に対して、これは誰がそうですけれども、民意を得ていないというのは、もうこれは議論として横暴かなというふうに思っています。

先ほどの質疑の中で、当選されていない方の意見も酌むべきだというような説明もありました。私もそういうふうに思っています。何も当選したからといって、何でもかんでもごりごりに強力に進めてもいいというふうにも思っていないわけでありまして、です。その点、先般の一般質問でも絡めて質問させていただいたんですけれども、まずは信任を得たというところに誇りと自信を持って、なおかつ、より丁寧に謙虚に進めなければいけないと。その部分で全ての有権者の方々、町民の方々の思いや気持ちを取り入れて、酌んで、丁寧に謙虚に進めていただきたいというふうに思い、また、ご答弁からは様々な町政全般について住民の方との接点を持った交換会を今後検討していくというふうな、非常に前向きな答弁もいただいたわけであります。

それらのことから、この選挙結果が出たにもかかわらず、この「凍結」を決議するというようなこの請願書には賛成しかねます。反対です。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に討論はございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

反対討論を申し上げます。

産業廃棄物焼却施設誘致を進める杉原町長の得票率が50%を下回ったということで、支持を得られなかったということで「凍結」ということでの請願書であります。理事者にも確認させていただいたとおり、「凍結」すれば、それこそ計り知れない損害があるか、そういったことも確認できましたし、まず、この50%を下回った、過半数の支持を得ることができなかったということに対して、投票率でありますので、有権者全員が投票してるならば、なるほど考えていかなあかん部分はあるのかなと思います。

その裏返しに、町長はこの産業廃棄物の誘致問題を前面に出しての選挙でありましたが、総合的に考えて投票された方もいらっしゃいますでしょうし、その裏返しに、2名の女性議員の候補者がいましたけれども、得票率が2人足せば町長の取った得票よりも上回ったということに対しても、逆を返せば誘致凍結ということで投票された方が全てではないとも思います。

そういったことも含めて、この投票率が50%を下回ったから、過半数の支持を得る

ことができなかったからということでの「凍結」の請願書につきましては、私どもとしては反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を求めます。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択となりました。

委員長（松井匡仁議員）

ここで、紹介議員の退席を求めます。

（紹介議員退席）

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

その他、理事者側で何かございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、杉原町長よりご挨拶をいただきます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

墓地のほうですけれども、長年いろいろ議論も出てますし、墓地管理委員会のほうでもある程度の意見もまとまりましたので、これはもう間違いなしにこのまま議案を上程させていただきます。

周知期間というのも1年間置かせていただきます。僕としては、もう周知期間は1年も置けば十分かなと思っています。もうそこで説明責任をしながら、何といても文言には、町長がゴーを出したもんにとかいうような部分もありますし、その辺も踏まえながら、いつまでもだらだらと置いておくわけにもいきませんので、上程させていただきます。

ますので、議員の皆様方にはご理解とご協力をお願いしたいと思います。

そしてまた、先ほどから出ています最後の請願書の問題ではございますけれども、これも着実にしっかりと一步一步確実に地に足をつけながら、また、住民の方々にも、時にはしっかりと住民に説明できるような形を持っていきたいと思いますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

本日はご審議ありがとうございました。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆様、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（「午後 0時05分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年12月10日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 前 川 和 也